

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会
第 25 回 総 会

令和 7 年 9 月 30 日 (水)

名護市農業委員会 第25回総会

開催日時 令和7年9月30日(金) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	○
10番	玉城 康成	◎	11番	比嘉 政昭	◎	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	大城 昭夫	○	14番	清水 一郎	欠	15番	比嘉 海斗	欠
16番	呉屋 信竹	○	17番	金城 秀安	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	欠
25番	藤原 邦彦	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第152号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第153号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第154号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第155号 非農地証明願について
 - 第156号 農用地利用促進計画案に係る意見について
 - 第157号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

(開会)

局長 おはようございます。時間になりましたので第 18 期第 25 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の議事録署名人は 10 番、11 番お願いします。農業委員は全員出席となっております。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。それでは第 18 期第 25 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第 152 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 152 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 152 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の案件が 15 件あります。

整理番号 1 番、源河の 1 筆、面積が 826 m²、無償所有権移転、新規就農。従事日数は本人 200 日、夫 150 日、妹 20 日予定作物はシークワサーとなっております。

整理番号 2 番、仲尾次の 1 筆。面積が 766 m²、無償所有権移転、新規就農。従事日数は本人 150 日、予定作物はカボチャとなっております

整理番号 3 番、川上の 2 筆。合計面積が 2,180 m²、有償所有権移転、新規就農。従事日数は本人 166 日、予定作物はシークワサーとなっております。

整理番号 4 番、親川の 1 筆。面積 757 m²、無償所有権移転、新規就農。従事日数は 276 日、予定作物はバナナとなっております。受け人の単独申請になっておりまして、理由として譲渡人の方がすでになくなっているのですが、生前の、公正証書遺言に基づく特定遺贈となっております。

整理番号 5 番、仲尾の 1 筆。面積 126 m²、有償所有権移転、新規就農。従事日数は本人 150 日、予定作物は果樹となっております。

整理番号 6 番、整理番号 7 番が譲受人が同じであるため、まとめて説明いたします。

整理番号 6 番、屋部の 1 筆。面積 5,475 m²、有償所有権移転、規模拡大。

整理番号 7 番、屋部の 1 筆。面積 3,549 m²、有償所有権移転、規模拡大。従事日数は、従業員 4 名で 276 日、予定作物は観葉植物となっております。申請地には農業ハウスが設置されています。ハウス内は砂利敷きされており、観葉植物は鉢植えで栽培が行われております。

農地法において農地とは「耕作の目的に供される土地」をいい、耕作、肥料管理する土地を指し砂利やコンクリートを敷き耕作できなくなる場合は、基本的に転用の対象となります。

しかし、農地法第 43 条では特例として、コンクリート等を敷いた土地であっても、農業生産性を高めるためのハウスが設置されており、かつ法令上の要件を満たす物であれば農作物栽培高度化施設として、その設備一体のある土地を農地と見なしており、今回申請地にある施設は農作物栽培高度化施設に該当するものとなっております。

整理番号 8 番、旭川の 5 筆。合計面積 3,622 m²、無償所有権移転、新規就農。従事日数は本人 150 日、妻 150 日、予定作物はミカンとマンゴーとなっております。

整理番号 9 番、山入端の 1 筆。面積 859 m²、有償所有権移転、新規就農。従事日数は本人 150 日、予定作物はバナナと野菜となっております。

整理番号 10 番、山入端の 1 筆。面積 475 m²、無償所有権移転、新規就農。従事日数は本人 150 日、予定作物がバナナとなっております。

整理番号 11 番、山入端の 2 筆。合計面積 3,026 m²、有償所有権移転、規模拡大。従事日数は本人 150 日、予定作物がカボチャとなっております。

整理番号 12 番と整理番号 13 番の譲受人が同じなのでまとめて説明します。

整理番号 12 番、久志の 1 筆。面積が 563 m²、無償所有権移転、規模拡大。従事日数が 150 日、予定作物がサトウキビとなっております。

整理番号 13 番、久志の 1 筆。面積が 581 m²、賃借権、規模拡大。予定作物がサトウキビとなっております。

整理番号 14 番、三原の 2 筆。合計面積が 2,149 m²、無償所有権移転、従事日数が本人 250 日、予定作物がタンカンとなっております。

整理番号 15 番、饒平名の 1 筆。面積が 959 m²、有償所有権移転、規模拡大。従事日数が 150 日、妻が 100 日、予定作物はこちらもサトウキビとなっております。

3 条の説明は以上となります。

議長 只今説明がありました議案第 152 号について何か質疑はありますか。

議長 質疑が無いようですので、すべて可決としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 153 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 153 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 153 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について今月 1 件の案件がございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番、宮里の 1 筆、地目田、合計面積 659 m²。転用目的は共同住宅となっております。こちらすでに住宅が建っておりまして、昭和 56 年に建物の登記がされているのが確認できたのですが、農地転用の許可がとられておりませんでした。今後、この建物を取り壊し新しく建物を建てる予定ですが、既存の建物の計画での申請となっております。二階建てが 1 棟で駐車場が 10 台分、農地区分は、第 3 種農地となっております。

4 条申請の説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第 153 号について、何か質疑はありますか。

質疑がないようですので議案第 153 号は、全て可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 154 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 154 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 154 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 11 件の案件がございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番、為又の 1 筆、地目畑、面積 10,156 m²。所有権移転による申請で、転用目的が駐車場となっています。申請地は、先月の総会で非農地証明の申請がありましたが、否決となっております。駐車場は 220 台分の計画で、農地区分が第 2 種農地となっております。

整理番号 2 番、田井等の 2 筆、地目畑、合計面積 1,432 m²の内 207.13 m²。所有権移転による申請で、転用目的が駐車場となっております。申請地の隣に譲受人の家があり、家族行事の際に親族が停める駐車場が必要だということでの申請となっております。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、不許可の例外規定である 10 戸連たんが適用見込みとなっております。

整理番号 3 番、為又の 1 筆、地目田、面積 259 m²。所有権移転による申請で、転用目的が一般住宅の申請となっております。一階建ての住宅 1 棟と駐車場が 2 台分の計画となっており、農地区分が第 2 種農地となっております。

整理番号 4 番、伊差川の 1 筆、地目田、面積 587 m²。所有権移転による申請で、転用目的が資材置き場・駐車場となっております。始末書付きとありますが、以前に譲受人とは違う方がヤードとして利用していたため、地主に始末書を添付していただいております。農地区分は 2 種農地となっております。

整理番号 5 番、伊差川の 2 筆、地目田・畑、合計面積 1,532 m²。賃借権による申請で、転用目的が店舗となっております。申請地に店舗とそれに伴っての駐車場 24 台分の設置の計画となっております。農地区分が第 2 種農地となっております。

整理番号 6 番、伊差川の 1 筆、地目畑、面積 378 m²。所有権移転による申請で、転用目的が進入路・駐車場となっております。譲受人の家が申請地の隣にあり、家を建てた際申請地を進入路と駐車場として利用していたとことで始末書付きとなっております。農地区分は、第 2 種農地となっております。

整理番号 7 番、屋部の 1 筆、地目畑、面積 488 m²。所有権移転による申請で、転用目的が貸事務所の申請となっているため、申請地は譲受人の子会社が借り受けする予定となっているため、確約書も添付していただいております。以前地主が別の方にヤードとして貸していたため、始末書付きとなっております。農地区分は、第 2 種農地となっております。

整理番号 8 番、9 番が関連していますので、まとめて説明します。

整理番号 8 番、屋部の 1 筆、地目田、面積 189 m²。所有権移転による申請で、転用目的が一般住宅となっております。

整理番号 9 番、屋部の 1 筆、地目田、面積 14 m²。所有権移転による申請で、転用目的が進入路となっております。元々 1 筆の土地だったのですが、進入路と一般住宅の部分で分筆しての申請になります。元々申請地は近隣住民に駐車場として貸し出ししていたため、始末書付きとなっております。農地区分はどちらも第 2 種農地となっております。

整理番号 10 番、宇茂佐の 1 筆、地目畑、面積 486 m²。所有権移転による申請で、転用目的が貸駐車場となっております。駐車場は 8 台分で、周辺住民に貸す予定となっております。手前の土地の一部を進入路として一体利用する予定となっております。農地区分が第 2 種農地となっております。

整理番号 11 番、饒平名の 3 筆、地目畑、合計面積 1786 m²。所有権移転による申請で、転用目的がキャンプ場となっております。申請地は以前に、コンテナホテルとキャンプ場の計画で申請が上がっていたのですが、一度取り下げを行い、キャンプ場のみで再度の申請となっております。キャンプ場が

10区画、駐車場が15台分となっております。農地区分は第2種農地となっております。

5条の説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第154号について、何か質問はありますか。

質疑がないようですので、議案書154号については全て可としてよろしいですか。

委員 異議なし。

(議案第155号 非農地証明願について)

議長 議案第155号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第155号非農地証明願について。今月8件ございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号1番、喜瀬の1筆、面積162㎡。非農地の理由として当該申請地は、海岸沿いにあるため塩害もあり約30年以上前より農地としての利用がなく、今後農地としての有効活用は困難であるとのことです。

整理番号2番、仲尾次の1筆、面積252㎡。非農地の理由として、申請地は、約30年以上前より農地としての利用はなく、今後も農地としての利用は、困難であるとのことです。

整理番号3番、仲尾次の1筆、面積645㎡。非農地の理由として、申請地は、約30年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての利用が困難であるとのことです。

整理番号4番、我部祖河の1筆、面積1.48㎡。非農地の理由として、申請地は、約20年程前より農地としての利用はない。今後も農地としての有効活用は困難であるとのことです。

整理番号5番、安和の1筆、面積448㎡。非農地の理由として、申請地は、山林化した傾斜地で約20年以上前より耕作されていない。袋地となっ

ており進入ができないため今後も農地としての利用は困難であるとのことです。

整理番号 6 番、安和の 1 筆、面積 39 m²。非農地の理由として、申請地は、名護市が行う名護市農水産物供給強化拠点施設整備事業によって分断された土地で狭長、狭隘な土地となっている。今後農地としての有効活用は、困難であるとのことです。

整理番号 7 番、宮里の 1 筆、面積 41 m²。非農地の理由として、申請地は、縦長の小面積の土地であり、昭和 59 年頃より住宅の一部として使用されており、農地として復元は困難であるとのことです。

整理番号 8 番、大北の 2 筆、面積 239 m²、非農地の理由として、山林化した傾斜地で約 20 年前から農地としての利用がなく雨が降ると沢の水が流れる場所で農地としての利用は困難であるとのことです。

非農地の説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第 155 号について、何か質疑はありますか。

質疑が無いようですので議案第 155 号は、全て可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 156 号 農用地利用促進計画案に係る意見について)

議長 次に議案第 156 号農用地利用促進計画案に係る意見について事務局から説明をお願いします。

局長 議案第 156 号農用地利用促進計画案に係る意見について、担当より説明いたします。

農地係 整理番号 1 番、仲尾次の 1 筆。地域計画エリア内で、賃借期間 10 年、予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 2 番、済井出の 1 筆。地域計画エリア内、賃借期間 10 年、予

定作物はパイナップルとなっております。地域計画目標地図には受け手が位置付けられており、目標地図通りの権利設定となります。

整理番号 3 番、饒平名の 2 筆。地域計画エリア内、賃借期間 10 年、予定作物はサトウキビとなっております。地域計画の目標地図には受け手が位置付けられており、目標地図通りの権利設定となります。

整理番号 4 番、天仁屋の 1 筆。地域計画エリア内、賃借期間 10 年、予定作物は牧草となっております。

整理番号 5 番、天仁屋の 2 筆。地域計画エリア内、賃借期間 10 年、予定作物は牧草となっております。

説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第 156 号について、何か質疑はありますか。

質疑がないようですので議案第 156 号を全て可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 157 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議)

議長 次に議案第 157 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局から説明をお願いします。

局長 議案第 157 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局から説明いたします。

事務局 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度を運用し、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接する事も多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせに決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会野木伊野公正さを確保する。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

説明は以上です。

議長 只今説明のありました議案第157号について、何か質疑はありますか。

質疑がないようですので議案第157号を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これもちまして、第25回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長)

野原朝行

署名委員(玉城 康成)

玉城康成

署名委員(比嘉 政昭)

比嘉政昭

